

議会のあり方検討会

平成29年2月21日（火）

午後1時30分

第2委員会室

議 題

- 1 検討事項について
 - (1)「意見交換会」について

- 2 その他

配付資料一覧

【議題1】

- 1 尾張旭市議会意見交換会実施要綱（正副座長案）
- 2 意見交換会フロー図（案）
- 3 各会派意見一覧

【その他】

- 4 議会のあり方検討会 検討事項スケジュール（案）

○尾張旭市議会意見交換会実施要綱（正副座長案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、政策提案機能の強化を図るために実施する、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 意見交換会の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）議会及び議員の活動について理解を深める。

（2）市民の意見を聴取し、地域や職域の垣根を越えて学び、市政に活かす。

（3）市民の様々な意見を参考にし、政策提案機能の強化を図る。

（開催の要請及び申込等）

第3条 意見交換会の開催を要請しようとする委員会常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）は、意見交換会開催要請書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体等（以下「申込団体等」という。）市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）は、開催希望日の30日前までに、意見交換会開催申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

（1）出席者名簿

（2）その他議長が必要と認める書類

~~3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（別記様式）により申込団体等に通知する。~~

第3条第1項、第2項

条項の前後入れ替えに伴い、「委員会」、「団体等」の文言の定義付けを調整しました。

第3条第3項

申込団体への通知は、手続きの流れを考慮し第4条の2項に盛り込みました。

（意見交換会の開催と決定）

第24条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催する。

（1）常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。

（2）市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）団体等から申込みが

あったとき。

(3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（別記様式）により申込団体等に通知する。

第4条第2項

意見交換会開催通知書について、「団体等から申込があった場合」だけではなく、「委員会からの要請」や「議長が必要と認めるとき」にも団体等へ通知するよう修正しました。

⇒意見交換会の開催を決定したときは、開催方法を問わず団体等へ通知するものです。

(公平性の確保)

第45条 同一または類似の団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内は開催しないこととする。

(議題)

第56条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 市議会に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

(日程及び会場)

第67条 意見交換会の日程及び会場は、議会運営委員会において協議し決定する。

(出席議員)

第78条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員

(意見交換会の運営)

第89条 意見交換会における司会進行は副委員長をもって充て、記録者2名を選任する。

(記録及び報告)

第910条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者委員会が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

(対応及び公表)

第10-11条 議長は、前条の報告書の提出があったときは、意見等の対応方針協議を行い、速やかにその内容を市議会だより及び市議会ホームページ市議会ホームページ及び市議会だよりに掲載し公表する。

(次第)

第11-12条 意見交換会は、1時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会挨拶

(その他)

第12-13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会において協議し決定する。

附 則

この告示要綱は、平成 年 月 日から施行する。

意見等の対応方針協議

開催日等

意見等

回答等

対応方針協議結果（課題調整会議）

- 1 委員会等で対応を協議（所管： ）
※調査（行政側から現状を聞くなど）・協議して、結論を報告する
- 2 行政側に伝える
- 3 当日の回答どおり
- 4 過去に出た意見と同じであり既に協議済（ ）
- 5 保留とする

※現在進行中の事業等の状況や今後の展開等を受けての判断とする

様式第1号（第3条第1項関係）

尾張旭市議会意見交換会要請書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

委員長名



下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第1項の規定により議会意見交換会を要請します。

記

意見交換の テーマ	テーマ：
	(補足説明)
意見交換を 行う団体等	<input type="checkbox"/> 指定する団体等（名称： ） <input type="checkbox"/> 公 募
日 時	年 月 日 () 時 分 ~
会 場	
備 考	

様式第2号（第3条第2項関係）

尾張旭市議会意見交換会申込書

年 月 日

尾張旭市議会議長 様

団体の名称

代表者住所

氏名



電話番号

下記のとおり、尾張旭市議会意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により議会意見交換会を申し込みます。

記

意見交換の テーマ	テーマ：	
	(補足説明)	
希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~
	第3希望	年 月 日 () 時 分 ~
参加予定 人数		
会 場		
備 考		

尾張旭市議会意見交換会実施決定通知書

平成 年 月 日

様

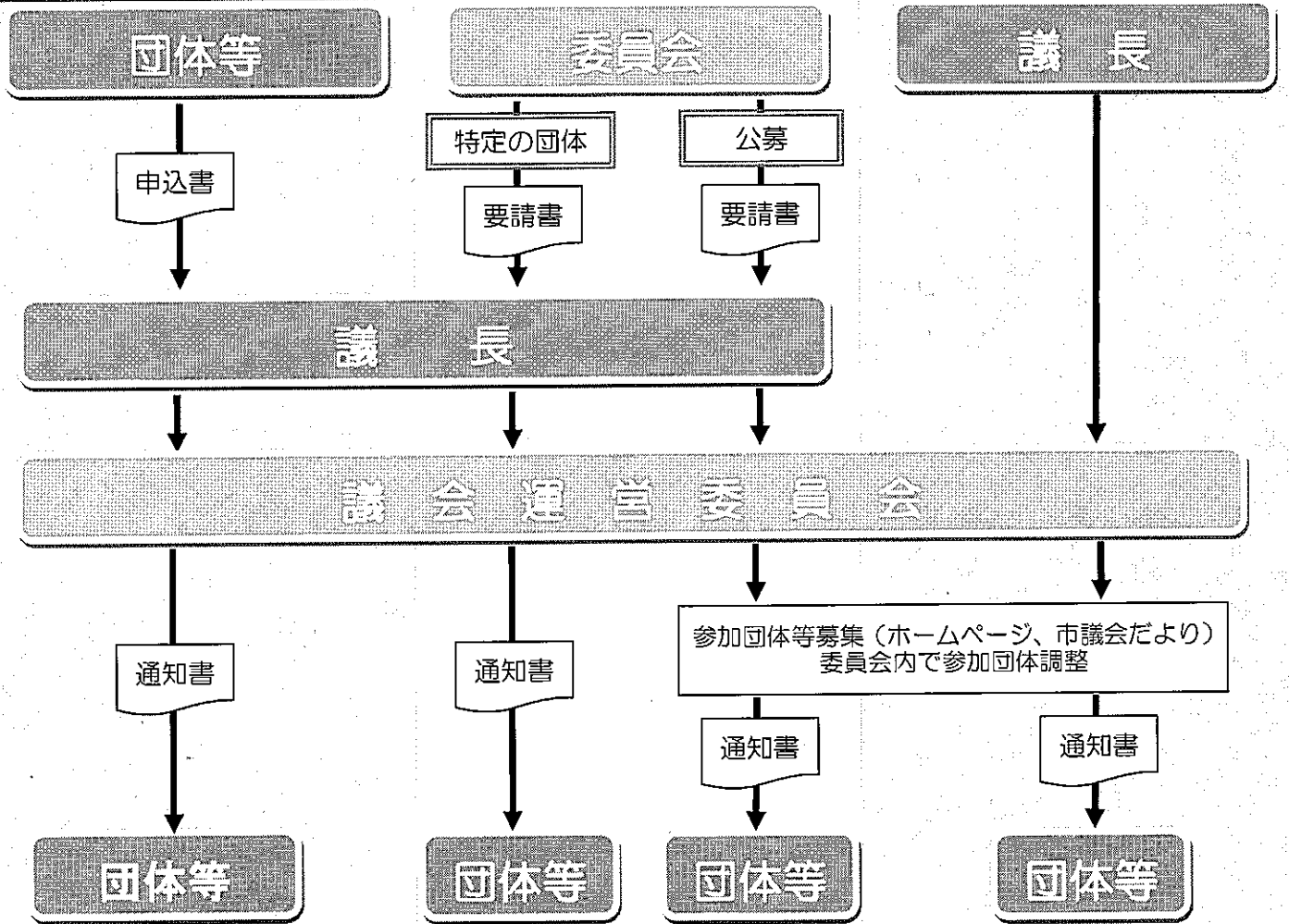
尾張旭市議会議長 印

平成 年 月 日付で申し込みのあった議会意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

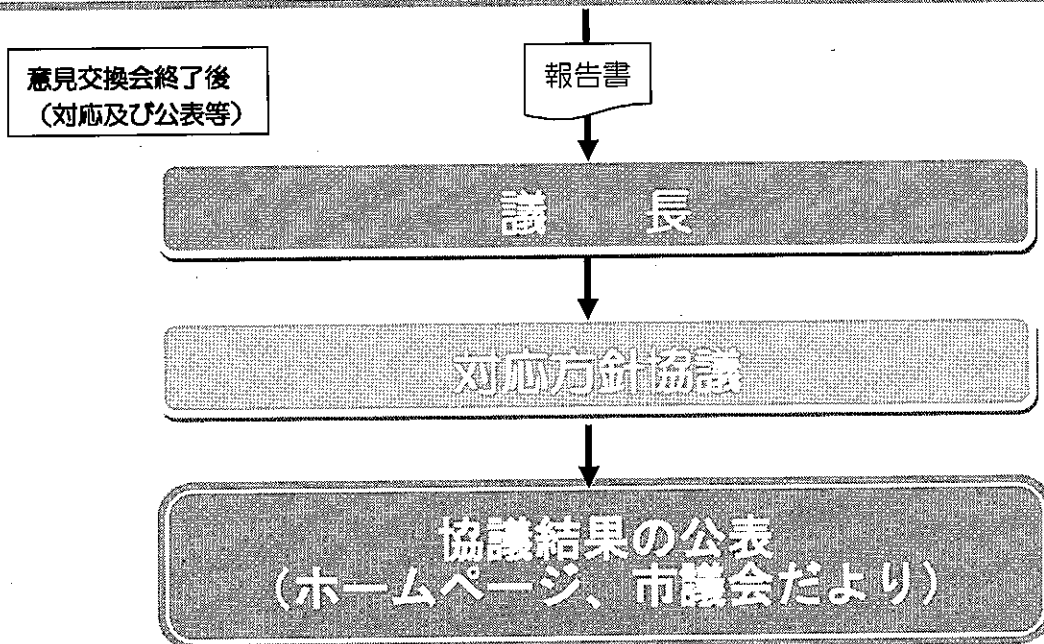
記

実施日時	平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	
実施内容	
備考	

意見交換会フロー図 (案)



意見交換会開催



各党派意見一覧

尾張旭市議会意見交換会実施要綱(正副座長案)について

	意見等
市民まちづくりネット	<p>基本的に正副座長案に賛成いたしますが、下記の文言整理について検討をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第2条(2) 市民の意見を聴取し、… ⇒聴取は上から目線に感じるので文言を柔らかくしては。 ● 第3条 2行目 …は、意見交換会開催要請書(別記様式)を… ⇒別記様式では”尾張旭市議会意見交換会要請書”となっているので、統一要か。 ● 第3条2項 3行目 …までに、意見交換会開催申込書(別記様式)に… ⇒別記様式では”尾張旭市議会意見交換会申込書”となっているので、統一要か。 ● 第4条(変更後) 1行目 …に諮り、相当と… ⇒相当という表現には、いい加減という意味もあり”適切”、“妥当”等では。 ● 第4条2項 2行目 …ときは、意見交換会開催通知書(別記様式)により… ⇒開催しない団体への通知はしないのか明確にしなくてよいか。 ⇒もし開催、非開催に関わらず通知するのであれば、通知書の文書名変更要。 ● 第8条(変更後)(2) …諮り指定する議員 ⇒指定は団体や物に多く利用されるので”指名”に置き換えては。

議会のあり方検討会スケジュール (案)

第1回	6月24日(金) 10:30~	・今年度の検討事項を提示 (1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について (2) 議会基本条例策定に向けての検討について			
	検討事項	(1) 「尾張旭市議会における災害発生時の対応要領」について	(2) 議会基本条例策定に向けての検討について	政策提言の充実について ・意見交換会 ・政策討論会 ・参考人・公聴会の活用 ※検討事項「議会基本条例策定に向けての検討について」から切り離して検討する	(3) 各会派からの提案議題
第2回	8月4日(木) 9:30~	各会派の意見確認	各会派の意見確認	議題の確認	各会派意見確認
第3回	9月27日(火) 10:30~	各会派の意見確認		各会派の意見確認	未定
第4回	10月14日(金) 15:00~	まとめ			〃
第5回	11月22日(火) 13:30~			各会派の意見確認	〃
第6回	1月30日(月) 9:30~			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第7回	2月21日(火) 13:30~			各会派の意見確認 ルール整備	〃
第8回	3月	平成28年度 検討結果の総まとめ			
	備考	検討結果がまとまり次第、検討結果報告書を議長へ提出する			